

営繕工事契約関係書類

添付用写真作成の手引き

平成21年8月

北海道建設部建築局

営繕工事契約関係書類添付用写真作成の手引き

1 目的

この手引きは、工事代金の支払等のため、工事の進捗状況・成果を示すものとして工事契約書類に添付する写真（以下、「工事完成等写真」という。）が、工事契約に基づき工事目的物の部分完了や完成又は所要のでき形が確保されていることを証する書類として適切な要件を満たすことを目的として、その撮影及び整理に係る基本的事項を定めるものである。

2 適用範囲

この手引きは、北海道建設部建築局が発注する営繕工事の、工事期間中に行うでき形確認に係る記録写真、指定部分や跡請保証部分及び修補の完了に係る記録写真、全工事工程完了による工事目的物の完成に係る記録写真等の撮影及び整理に関して適用する。

3 撮影の方法

1) 撮影内容

- a 工事完成等写真には、次の要素が確認できるように撮影する。
 - ① 建物外部の完成等の状況（外壁面(立面)及び屋上など撮影）
 - ② 建物内部の完成等の状況（主要各室及び主要部分を撮影）
 - ③ 付帯施設等の完成等の状況（外壁面(立面)、屋上その他付帯施設部分又は全景(外壁面等全体が一つに収められる場合)を撮影）
- b 写真には、小黒板やスケール等は写し込まない。

2) 撮影の対象等

- a でき形確認写真は、検査対象となるでき形状況全般を撮影する。
撮影対象等の標準は別表(1)に示すとおり。
- b 完了・完成写真は、工事完了・完成状況全般を撮影する。
撮影対象等の標準は別表(2)に示すとおり。

3) 撮影の留意事項

- a 撮影は、その技術に熟練した者にあたらせ、必要に応じて広角レンズ等を使用するなどにより、その撮影目的等を満たすとともに、写真（整理・提出）枚数の低減に努める。
- b 工事目的物の完成写真の撮影にあたっては、工事の施工に関わった仮設物・人物・車両等が入っている場合は完成写真とならないので、それらを撤収してから撮影する。
- c 請け負った工事と同時工期の関連工事（別発注の建築、電気設備、機械設備、土木(外構等)工事）の未完成状態が入った写真は完成写真とならないので、それら関連工事の完成に合わせて撮影する。
- d でき形部分検査を行った工事の完成写真は、原則、そのでき形確認写真と同一方向及び同一位置で撮影する。
- e 改修、解体及び移設工事の完成写真は、原則、工事工程写真として着工・着手前の状況を撮影した写真と同一方向及び同一位置で撮影するものとする。

4 写真の規格等

1) 監督員への提示及び整理方法

撮影した写真は、監督員に提示して確認を受けた後、工事完成等写真として別図のとおり整理・製本する。

2) 写真の大きさ

写真はカラーで、大きさは75×110mm程度を基準にA4版（210×297mm）に2枚又は3枚が収まるものとするが、必要に応じてパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。

3) 製本の形式

- a 製本のサイズはA4版とし、A4判カラープリント（フィルム写真の場合は写真貼付）で編集・整理する。
- b 別図に示す製本の表紙は上質紙とし、工事名と検査種別に対応した写真名称を記載する。（これら以外は記入不要）

[検査種別]	[対応する写真名称]
・ 工事完成検査	～ 工事完成写真
・ 指定部分完成検査	～ 指定部分完成写真
・ でき形部分等検査	～ でき形確認写真
・ 部分使用でき形確認検査	～ 部分使用でき形確認写真
・ 跡請保証部分検査	～ 跡請保証部分完了写真
・ 跡請保証部分修補工事完了検査	～ 跡請保証部分修補工事完了写真
・ 修補工事完了検査	～ 修補工事完了写真
・ かし修補工事完了検査	～ かし修補工事完了写真
- c 写真製本にあたっては、配置図又は平面図を用いて、各完成等写真に対応した撮影の位置（番号表示）とその方向（矢印表示）を記載した内・外部写真の撮影位置図を作成し編纂する。
参考として添付する写真がある場合は、前記編纂順序の最終以降に「参考」と明記して綴ること。
- d 改修、解体及び移設工事は、着工・着手前の状況を先に配置し、それに対応する完成写真を並べて整理する。
- e 建物が工区分けされている工事の場合の写真撮影位置図は、各工区の工事間で表現の調整・統一を図り、工区区分を明示する。

5 製本写真の提出

1) 写真の提出部数

- a 完成写真は工事完成時（でき形確認等や跡請保証部分完了の写真はそれに係る検査時）までに、工事契約書類添付用として、1部整理し製本する。
ただし、監督員から、別途、必要部数に係る指示があった場合は、それによる。
- b 撮影した完成等写真のデジタルカメラのデータの提出は要しない。
ただし、監督員又は工事契約支出負担行為担当者から、別途、提出に係る指示があった場合は、電子媒体（CD-R）に記録する。

2) 製本写真の提出時期

- a 写真製本は各検査（検査員が行う工事完成検査、でき形部分検査、指定部分完成検査等）の際、検査員に提出する。
- b 別途、提出に係わる指示があった場合の完成等写真のデータ記録媒体（CD-R）の提出時期は、指示者の指示による。

附 則

1 (施行)

この手引きは、平成21年8月19日から適用する。

2 (適用緩和)

適用日において既に工事着手し、かつ適用日以降に完成する工事で、この手引きにより難い場合は、なお従前の例による。

別表(1)「工事でき形確認写真」撮影標準

区分	撮影対象		注意事項
建築工事	外部	建物外部4面 その他附帯施設等一式	検査時の工事全体のでき形が確認できるように撮影する。
	内部	主要各室及び主要部分	
電気設備工事		各設備工事の全体のでき形	検査時的主要機器、配管、配線部分工事等全体の出来形が確認できるように撮影する。
機械設備工事		各設備工事の全体のでき形	検査時的主要機器、配管、配線部分工事等全体の出来形が確認できるように撮影する。
土木工事		全景または代表的部分の写真	検査時の工事全体のでき形が確認できるように撮影する。

別表(2)「工事完成写真」撮影標準

区分	撮影対象		注意事項
建築工事	外部	・建物外部4面 ・その他附帯施設等一式	・各面ごとに撮影していなくても、4面が確認できれば、2面が1枚に撮影された写真を使用してもかまわない。
	内部	・主要各室	・主要各室は原則として室内全景を撮るものとし、極力1～3枚程度の写真で必要箇所の撮影が可能となるよう、撮影方向・方法を工夫する。 ・主要各室で同一のもの(例えば学校の普通教室)が多数□ある場合は、代表的な室を撮影する。
	改修・解体		・改修・解体前と比較が可能となるように、撮影位置や方向に配慮して撮影する。 ・小黒板を入れない着工前写真を撮影しておき、対比する。
		※部分検査を行った場合は、原則として完成写真の撮影位置は同一方向とすること。	
電気設備工事	外部	・建物外部4面 ・その他主要設備機器(附帯施設含む)	・各面ごとに撮影していなくても、4面が確認できれば、2面が1枚に撮影された写真を使用してもかまわない。
	内部	・主要設備及び機器	・主要設備及び機器は、原則として全室を対象に撮るものとし、極力1～3枚程度の写真で各室の必要箇所の撮影が可能となるよう、撮影方向・方法を工夫する。 ・同一室名(例えば学校の普通教室)で、主要設備及び機器が共通する場合は、代表的な室の設備・機器で撮影する。□
	改修		・改修と比較が可能となるように、撮影位置や方向に配慮して撮影する。 ・小黒板を入れない着工前写真を撮影しておき、対比する。
		※部分検査を行った場合は、原則として完成写真の撮影位置は同一方向とすること。	

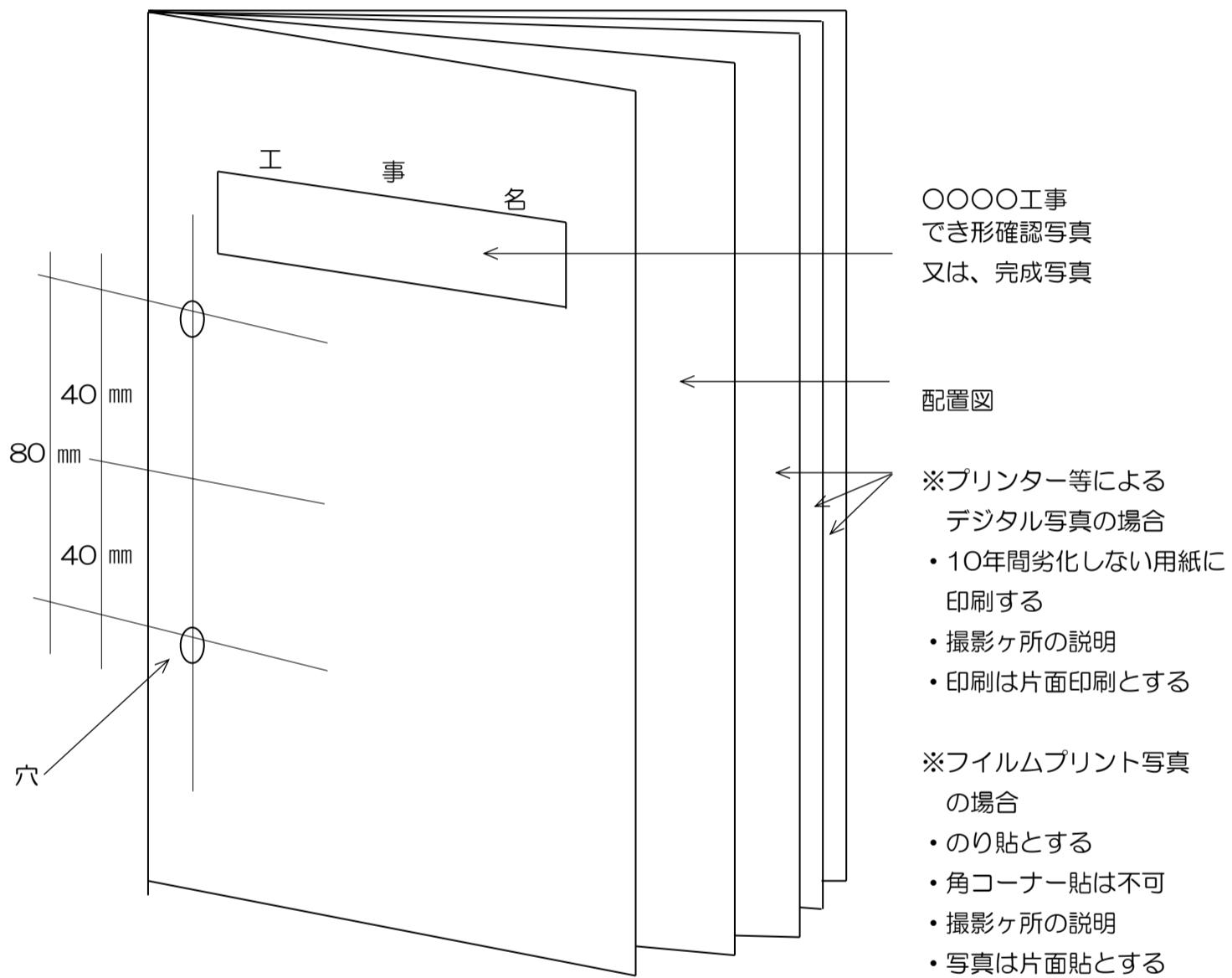
区分	撮影対象		注意事項
機械設備工事	外部	・建物外部4面 ・その他主要設備機器(附帯施設含む)	・各面ごとに撮影していなくても、4面が確認できれば、2面が1枚に撮影された写真を使用してもかまわない。
	内部	・主要設備及び機器	・主要設備及び機器は、原則として全室を対象に撮るものとし、極力1~3枚程度の写真で各室の必要箇所の撮影が可能となるように、撮影方向・方法を工夫する。 ・同一室名(例えば学校の普通教室)で、主要設備及び機器が共通する場合は、代表的な室の設備・機器で撮影する。 □
	改修		・改修と比較が可能となるように、撮影位置や方向に配慮して撮影する。 ・小黒板を入れない着工前写真を撮影しておき、対比する。
	※部分検査を行った場合は、原則として完成写真の撮影位置は同一方向とすること。		
土木工事	舗装 排水 植栽 擁壁・塀 砂利敷 縁石・境界石	・全景または代表的部分の写真	・撮影対象が広い又は長い等で、1枚で全景を撮ることが難しい場合は、反対方向から撮影したものと組み合わせて表示する。

注 この手引きの「工事完成等写真」の撮影上の注意事項は、「営繕工事記録写真撮影要領」の「完成写真撮影基準別表(5)」を参考にすること。

営繕工事契約関係書類添付用写真作成の手引き

別図

台紙及び表紙は上質紙A4版（縦297mm、横210mm）として左綴とする。



注) 施工業者名は記入しないこと